

有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

有田市長 玉 木 久 登

有田市規則第11号

有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成28年規則第 2 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条の前の見出し並びに同条及び第 3 条を削り、第 4 条を第 2 条とし、第 5 条を第 3 条
とする。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。